

對馬藩の奴刑

金田, 平一郎
九州帝国大学法文学部教授

<https://doi.org/10.15017/1199>

出版情報 : 法政研究. 13 (2), pp.15-66, 1943-10-30. 九州帝国大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



對馬藩の奴刑

金田平一郎

目次

- 序言
- 第一節 沿革
- 第二節 適用範圍
 - 第一項 適用犯人
 - 第二項 適用犯罪
- 第三節 種類
 - 第一項 拜領奴と公役奴
 - 第二項 田舎奴と府内奴
 - 第三項 永代奴と年切奴
- 第四節 内容
 - 第一項 奴刑者の配屬
 - 第二項 效果
- 第五節 釋放
 - 第一項 滿期釋放
 - 第二項 恩赦釋放
 - 第三項 特許釋放
 - 第四項 依願釋放
 - 第五項 效果
- 第六節 本質
 - 第一項 科刑の目的
 - 第二項 奴刑と勞役
 - 第三項 配屬先と奴との關係
 - 第四項 本質

序言

犯罪人を奴婢となす所謂奴(婢)刑は、對馬藩に限つた譯ではないが、對馬藩の如く具はれるものは、少くとも

對馬藩の奴刑

近世時代殆んど他に存在しなかつたらしい。

然るに、此對馬藩奴刑に就いては、從來「對馬近代史」(昭和三年刊)九八頁以下、「對馬島誌」(昭和五年刊)二六一頁以下等にて極く簡単に紹介が試みられたに過ぎない。私も昭和十五年之を筆にせることある(法政研究一〇卷一號所載「對馬藩刑事判決例五十題」)も、之又甚だ短章であるのである。依つて、こゝに對馬奴刑に就いて、聊が詳細に考へて見度いと思ふ。しかし尙ほそれも、各個の制度の沿革に關しては、殊に甚だ不充分である。本研究又、その一斑を以てその一般を推すと云ふ程度を出で得ないのである。

本編の古記録の解題は、既に法政研究一三卷一號所載「近世九州地方の刑事判決録」にて試みた。

第一節 沿革

對馬藩の奴刑は、幕初から幕末まで近世を通じて行はれた。例へば「奴婢被成下井返上」一に寛永十三丙子「五月廿七日」高瀬勘解由殿多田源右衛門殿武藤五郎右衛門殿へ下女一人宛被遣

と見え、又「拜領奴婢郷分」に文久三年の實例存することなどその實證である。(一)

只、刑法上奴婢なる語が用ゐられたのは、「奴婢被成下井返上」一に就いて見る限り、元祿末頃かららしい。

尙ほ、奴刑は對馬島のみに行はれたのではなく、對馬藩領一般に行はれたのである。本編判決例(五八)、(六三)は、對馬領肥前田代の奴刑であるが、之その證左である。

對馬奴刑の源流如何、その獨創に出でしか、將た又他の模倣か、此點に關しては未だ考へ得ない。

(一)「對馬近代史」は明治三年まで實施せられたと述べてゐる(一〇二頁)。

第二節 適用範圍

第一項 適用犯人

對馬藩にては、奴なる刑罰は、庶民以下に用ゐられるを一般とし、武士階級には原則として適用されなかつたのである。^(一)されば

判決例(一)〔科人帳〕六所收)

卯(享保二十年)二月廿八日「科銀九枚」平田源七雇者 峯×右衛門」右者人參拾七匁丸鱈之内ニ仕込可持渡與仕於朝鮮相顯去年以來人參取渡候者嚴敷可被仰付旨申渡置候處御法を不相守致潜商爲重科ニ依而御家中永代奴可被成下候得共侍中之弟ニ候故以御宥恕右之通科銀被仰付候事

しかし武士階級者の犯行にして重大なる場合、時に特例として奴刑を科すことがあつた。即ち、次なるは、武士の伯母の奴刑例である。

判決例(二)〔奴婢被成下并返上〕四所收)

(寛延元年)十月五日「大石×左衛門 伯母」右は火見番忠兵衛與兼々密通いたし居剩去五月十九日之夜忠兵衛申

合御籠源七養母衣裝櫃壹忠兵衛ニ爲盜取預リ置品と致自由多日之間流布いたし候得共蟠リ居忠兵衛盜ミ極詮議之上同類之由忠兵衛令白狀相顯侍之娘ニ不似合不法業作不届ニ付入牢被仰付置候然處去ル朔日之夜牢を破脱出御徒目付中原本左工門宅へ參り無十方儀詐出第一女ニ不似合牢を破出候段重と不届者ニ付屹度被仰付様も有之候得共此節迄ハ以御宥恕佐護郷仁田内村下知役大石三郎右衛門に永代奴ニ被成下

判決例(三)〔罰責類聚〕一所收)

同(寶曆四年)十一月七日「吉村×右衛門」右は去と申十一月四日之夜松水軒同道椎根村百姓藤兵衛小屋に忍入品と盜取御詮儀之上揚屋へ被入置侍ニ不似合仕形重科之者ニ付死刑難免もの候得共御法事ニ付一命御助親類中え被成下

此判決亦武士奴刑の例であらう。

尙ほ右の判決武士奴刑例とすれば、武士にあつては親類の奴となす(庶民以下にはその事なし。後段參看)制であつたらしいのである。判決例(二)に於ては、同姓の者の奴となしてゐるが、之又兩者互に親類であつたのではあるまいか。

扱て次に、奴刑は庶民以下に用ゐられると云ふその庶民とは、主として百姓、町人を指すのであるが、詳しくは被告(本編判決例(四三))、社人、僧侶なども含めるのである。社人、僧侶に奴刑を科せる判決例を掲示するならば、

判決例(四)〔拜領奴婢郷分〕四所收)

丁巳(安政四年)七月十八日「豊崎郷比田勝村給人比田勝内藏介拜領下男元掬水軒弟子×山」右者小茂田村普門寺住職中女犯之科ニ依當五月右内藏介に三拾ヶ年切奴被下置云々

判決例(五)〔奴婢被成下并返上〕二所收)

(享保七年)七月九日「西山寺同宿×欄」右者去比追放被差免置候處其已後侍屋敷へ石を打候付田舎寺持之出家へ奴ニ可被成下との御事ニ付佐賀村圓通寺依望奴ニ被成下候還俗(原繕は誤)申付候共又ハ出家ニ仕置候共勝手次第ニ一生召仕候様ニとの御事

判決例(六)〔拜領奴婢郷分〕二所收)

天保二辛卯二月十一日「田代今泉村社人安芸事×吉」(朱書略)右者去年十月田代町に御領民集會一件ニ付廻狀相認發起之者同罪ニ付三根郷三根村給人松村左仲に永代奴ニ被成下

又奴刑が庶民以下にも用ゐられたことは、次の乞食を奴に處せし實例に依つて窺ひ知られるであらう。

判決例(七)〔罰責類聚〕八所收)

丁巳(寛政九年)十二月廿一日「牢守×之助」右は牢守之身分として乞食を被頼囚人へ品を借り候取次いたし先方元利金差返候を其身中ウにて取遣剩右之懇合ニ付乞食彌吉牢守へ罷越候を門を明ヶ差通シ囚人ニ爲致直對候段不埒至極之族ニ付一生牢守申付」但乞食彌吉儀牢屋へ罷越囚人ニ直對いたし被是不埒之次第ニ付爲懲乞食仲

間へ壹ヶ年切奴ニ申付

(一)「對馬島誌」二六一頁以下、「對島近代史」二〇二頁。

第二項 適用犯罪

對馬奴刑は、殆んどあらゆる犯罪に對して適用せられるのであるが、本編例示の諸判例中にも屢々その實例を見出す通り、縁坐者(『曳科之者』)に對しても適用せられるのであつた。

のみならず、何等刑事責任なしに奴刑に處せられる場合もあつたのである。一はその主人等より懲戒の爲めに願出で奴となす場合であり、一は看護の必要などから奴となす場合である。次にその例證を出すべし。

判決例(八)(「罰責類聚」三所收)

明和九壬辰五月廿五日「島雄權之介家來×四郎」右ハ不行跡ニ有之難召仕爲懲五ヶ年之間田舎へ上る被差下被下候様願出豊崎郷大浦村給人大浦庄兵衛へ五ヶ年之間拜領奴之格ニ召仕候様申渡

之は、願出奴の實例であるが、後出判決例(五五)に依れば、永代奴をその配屬先の願出に基づき更に別種の奴となす場合もあつたことを知り得られる。

判決例(九)(「嚴原藩人被下帳」所收)

同日(寛保元年十一月廿日)「同人妻」右は病身者ニ候故引離候而は難義仕候由相聞候故(夫)×左衛門(永代

奴)と一所ニ平磨へ永代奴ニ被成下候事

第三節 種類

對馬藩奴刑は、種々の觀點から類別せられてゐた。

第一項 拜領奴と公役奴

對馬の奴刑は、後に詳述するところであるが、犯人を一定の所に配屬し、勞役に服せしめると云ふ制度であるが、その配屬先は最も普通に武士などの個人であり、此の如き個人に奴として配屬せしめられる者を拜領奴と稱するのである。

拜領奴の勞役の内容は、後述の様に奴は『下男』、『下女』であるから(本編第六節第三項)、『荒働』(例へば「奴婢被成下並返上」三所出に「享保十九年)五月廿三日……去頃梶井與五左工門へ被成下候×藏義病身ニ有之荒働難成候……」)などとの表現を採れる場合もあるが、概して奉公人的家庭的勞働であり(例へば「奴婢被成下並返上」四所收に「享保四年二月十六日」與良郷奉役小田全之允下男×助」右者……病身者ニ付返上之儀願出候處成相寺家來所持不仕候付火之前ニ召仕度旨願出候付永代奴ニ被成下」之は、奴の勞役の内容を具体的に表現せるものであるが、それは家庭的勞働を意味するものであらう)、田舎にては耕作などにも従事したものであらう(本編判決例(二八)に『田舎之働』、判決例(三二)に『田舎働』)。

拜領奴に對して、川方奴或は道川奴、御船奉行所奴、仕立物方奴などと稱するものがあるが、之等は、犯人を一定の役所に配屬し、道路河川の工事或は浚渫、海上勞務、裁縫等の勞役に從事せしめるものである。(1)
尙ほ川方奴などが拜領奴でなかつたことは、次の記事に依つても充分推定出来るであらう。

「拜領奴婢郷分」三所出の書付に

辛丑(天保十二年)五月七日「川方夫之儀有罪奴号之者十人申付置候處右之者共而已ニ而者不任用ニ有之與相聞去年十二月三人新ニ召抱都合四人に貳人扶持宛御渡被下置候然處當節奴号之者今五人相増紙末之者共川方奴申付候尤病氣故障等ニ而難召仕候ハ、又ト拜領奴可申付候

一方、川方奴などの勞役は役所の勞役であるので、之を公役と稱する。即ち

判決例(一〇)「拜領奴婢郷分」四所收)

文久三癸亥五月十二日「川方奴 元西泊村百姓金兵衛悱×平」(朱書略)「右者闕所取立銀納先より請取其儘蟠剩役中を申掠右金子を以博奕せしめ候科ニ依去酉年六月豆酸村給人山下清次郎に拾五ヶ年切奴被下昨戌年七月返上川方奴申付置候處不行跡者者(にてか)公役筋相怠役所之差圖を不相守手餘之趣申出之品も有之不埒者ニ付元主人清次郎に新ニ拾五ヶ年切奴被成下

今拜領奴に對して、川方奴などを公役奴と名付ける所以である(されば公役奴は當時の稱ではない)。

扱て、拜領奴の實例は、本編所掲諸判例中に屢々見出されるので今更めて例示せず、川方奴の實例は既に出で

(三九) たり、依つて次に先づ御船奉行所奴の具体例を掲出すべし（本編判決例（三九）参照）。

判決例（一一）（「拜領奴婢郷分」三所收）

天保十一庚子年六月廿八日「川方奴 元豊崎郷古里村給人大浦定左衛門永代奴×兵衛」（朱書略）」右は一ト立水夫召仕置候處川方へ返上之儀願出候付此節御船奉行所奴ニ申付

次なる判決も御船奉行所奴宣告の判例であらうが、之に依つて、公役奴はその配屬役所の「差配」に服したのであつた。

判決例（一二）（「罰責類聚」二〇所收）

壬午（文政五年）十二月十四日「海人×之允」右は生得不振性者ニ而村中不氣服ニ有之與相聞殊役筋之差圖を茂不相用旁不届者ニ付爲懲三ヶ年御船奉行所差配ニ申付

仕立物方奴に就いては、「拜領奴婢郷分」三所收の次の書付參看。

天保十五甲辰六月十九日「仕立物方夫拾人之内當時六人罷在不足之分相應召抱候者無之不使用之次第委曲申出之品ニより紙末拜領奴之者共返上被仰付殘年數當節新ニ仕立物方奴申付杉檜間引賣立銀之内より宛行相與（下略）

判決例（一三）（「拜領奴婢郷分」三所收）

天保十二辛丑二月八日「此節小川應輔に炭焼出し方差配被 仰付候付左之もの共川方奴之形を以應輔請込被

仰付年限中炭焼夫申付云々

なる判決からして、公役奴の勞役の種類は以上に止まらなかつたのではあるまいか。

(一) 「對馬島誌」二六一頁以下。

(二) 道川奴の實例は今擧げ得ないが、前註所出の記載に依つて之を知るなり。

第二項 田舎奴と府内奴

拜領奴はその勞役に従ふ土地如何に依つて、田舎奴と府内奴とに分れる。例へば「竈立並奴婢号御免」に

申(寶曆二年)十二月五日「佐護郷山回役大石兵右衛門永代奴庄司×左衛門」右へ去未年長崎町役之内不直之筋有之永代奴=被仰付置候此者妻お森様へ御乳差上候訣=而小左衛門義田舎奴以御憐愍府内奴=被仰付氏江兵次郎殿へ永代奴=被成下候事(第四節第一項三三參照)

而して、田舎奴がより重刑であつたことが本例にて分明するのである。此事に就き、「八郷壁書控」所出「正徳六丙申四月廿七日御郡役に相渡候書付」の一條には次の如く見える(第四節第一項(三)所掲延享二年十二月八日の申渡書參照)。

一惣而田舎之奴被仰付候者大形ハ罪科不輕族=候得ハ於田舎可被戒條とも在之候云々

第三項 永代奴と年切奴

對馬奴刑は、又永代（一生間）繼續するものと、一定期間を限るものと二種に分れる。前者を永代奴、後者を年切奴と稱した。その例證は、本編所掲諸判例中に見出し得るであらう。

判決例（一四）（「拜領奴婢郷分」二所收）

天保十己亥正月廿五日「御鐵炮御雇御道具平次兵衛父平治事×吉」（朱書略）「右者御中屋敷御長屋内ニ有之土疊取

出賣拂候科ニより去冬十一月廿六日於江戸表志田平兵衛へ一生奴ニ被成下

此一生奴とは又永代奴の別稱であらう。

年切奴の期間は罪狀に依つて異なるのであるが、大体長きは三十ヶ年短きは一ヶ年を原則としたらしい。此事に關しても、本編諸例參照。「拜領奴婢郷分」一に見える次の如き奴刑期輕減に關する原則（その排列原形と異なる）はその一般を示すものである。

文政^{戊寅}年十二月廿六日御弛

三拾ヶ年切	六ヶ年	貳拾五ヶ年切	五ヶ年
貳拾ヶ年切	四ヶ年	拾五ヶ年切	三ヶ年
拾ヶ年切	貳ヶ年	七ヶ年切	壹ヶ年ト五ヶ月
五ヶ年切	壹ヶ年	三ヶ年切	七ヶ月
貳ヶ年切	五ヶ月	壹ヶ年切	貳ヶ月

追加 四ヶ年切 十ヶ月ト可見

しかし實例には、二十八ヶ年、二十三ヶ年、二十二ヶ年、十九ヶ年、十七ヶ年、十六ヶ年、十三ヶ年、十二年、十一ヶ年、九ヶ年、八ヶ年、六ヶ年、四年、六ヶ月等の期間も見える。尙ほ、別にその期間を何歳迄と云ふ方法にて表現し、或は日を以て限れることもあつた。即ち例へば

判決例(一五)〔拜領奴婢郷分〕一所收)

同(文化七年)庚午八月晦日「盜寺崎直右工門名子改×治(中略)」右唐洲村阿比留源左衛門へ七拾歳迄之奴申付判決例(一六)〔拜領奴婢郷分〕三所收)

辛亥(嘉永四年)五月廿六日「六拾人八坂宇吉弟×喜治」右は先御草履取万右衛門村岡爲介家内改清九郎喧嘩之次第吟味之節右之場所立入及放放候付日數百日爲課役川方奴申付(下略)

第四節 内 容

奴刑に處せられた者は、その配屬先に於て勞役に服するのであるが、只單に勞役に服すると云ふに止まらず、色々の拘束或は待遇が附隨するのである。奴刑の内容は甚だ複雑であつたのである。以下それを分説するであらう。

尙ほその初めに、奴刑者の配屬に關して見て置かねばならない。

第一項 奴刑者の配屬

(一) 奴刑者配屬先は、本編諸例に依つても、窺ひ得られる様に、主として武士であるがその他給人(郷士)、寺
(本編判決例(五)、(一七)、(三〇)等)、役所又は乞食(本編判決例(六)などに配屬せられることがあるのである
(個人配屬の場合は、本編諸例に見える様に、その配屬先を、『主人』と稱する)。又特別に百姓に配屬せられる
場合があつた。之を百姓奴と云ふ(町人には原則として配屬せず—本編判決例(一九))。即ち

判決例(一七)「奴婢被成下并返上」三所收)

享保二十乙卯七月十日「豆酸村百姓甚七拜領下男×之助」右者度と欠落盜之科ニ由田舎へ折と拜領被仰付候處難
召仕者ニ而致返上右甚七へ被成下候處又と欠落盜いたし候百姓奴ニ被仰付候者故給人ニ被成下候段如何ニ候得
共不行跡者故寺庵迄嫌候付久根村齊藤四郎治へ永代奴ニ被成下候此上行跡不相改難召仕候ハ、致打捨候様申渡
次に永代奴配屬先と年切奴配屬先とは自ら定まつてゐたのである。「永代奴被下候人」と年切奴被下候人とは
區別されてゐたのである。即ち例へば、「嚴原藩人被下帳」所出書付に

元文五庚申二月十七日「御家中永代奴被下候人ニ年切奴被成下年季相滿候已後ハ永代奴有之節被成下候得共年
切者被下年季滿候得は跡を繼キ被成下候段如何敷事被思召候間向後永代奴可被下人ニハ少及延引候とも永代奴
有之節可被成下旨享保十四己酉年被仰出候得共今以其筋不相立如何敷事候以來右之被仰出を被相用候間被得其

意候様與頭中へ云付相渡す

判決例(一八)(「嚴原藩人被下帳」所收)

同日(延享四年九月四日)卅三才三木×左衛門「右者先般於朝鮮表人參四拾匁町人高原傳八取次ニ而左官彌三郎悴順助に言傳弟喜兵衛方へ送越候段此節相顯候去ル酉ノ年御法相背候依科御家中奴ニ被仰付候處又候背御法再犯之者ニ候故被仰付様之品も可有之候得共此度迄ハ以御宥恕樋口惣左衛門へ永代奴ニ被成下候

の御家中奴とは在府武士に配屬せる奴のことであらうが、少くとも此在府武士に於ては、奴刑者配屬に就き一定の原則があつたらしいのである。「嚴原藩人被下帳」に

寛保三^亥癸^亥年四月五日「御家中に永代ニ被成下候奴婢召仕譯有之返上之義願出候得は以前ハ間々返上被仰付候得

共如何敷事ニ付去ル享保十九甲寅年向後返上願御取上無之旨被仰出置候處其後大身之人拜領者返上願有之其時之吟味一兩輩返上被仰付候人も有之旨相聞御法も難相立如何敷事候勿論大小姓抔は勤役中ニ一度拜領被仰付事

ニ候へは諸役中とは譯も違候付願之筋相立候ハ、御吟味之上返上被仰付義も可有之候得共大身又は諸役中之儀は彌最前被仰出候通返上之儀御取上無之候間以來願出候人有之候共堅取次被申間敷旨與頭中へ申渡候事

と見えるが、此申渡書に依つて推測せられる通り、先づ所謂大身の士は原則として配屬を受けるのであつた。而して配屬奴數の制限なく、數名に及ぶことも稀ではなかつたらしいのである。

「嚴原藩人被下帳」は此大身武士への奴刑者配屬記録であるが、その一部を掲記して右の事情を具体的に見て

置こう。

御印判役 古川繁右衛門

享保五庚子九月廿九日男一人女一人

同九甲辰閏四月十八日男二人女一人

同十一酉年八月廿九日男一人

同十七壬子閏五月朔日女一人七ヶ年切

同二十乙卯八月廿五日女一人男一人

同閏己未四月五日男壹人

寛保元辛酉四月朔日男一人女二人

延享二乙丑十二月十九日男一人(下略)

御郡役 齊藤四郎次

寛保二壬戌六月廿七日男三人女二人

扱て又右書付に云ふ如く、大身者以外では諸役中の者が、その配屬を受けるのである。

大小姓の如きは、その勤役中一度配屬を受けること之又右の書付に依つて窺ひ知られるが、その他の諸役に就いては、未だ全般的に考へ得ない。しかし四五の例あり、之に就いて、その一斑を推測することにしよう。

先づ「奴婢被成下并返上」二所出書付に

對馬藩の奴刑

(享保九年)十月十三日(中略)但打廻頭へ先規永代奴被成下例候得共(下略)

判決例(一九)(「嚴原藩人被下帳」所收)

同日(元文五年)三月廿四日「年四十三住吉丸水夫×兵衛」右者連と貯置候銀子貳枚御關所迄持越候得共預置可申心宛之人無之銀子持渡白米等ニ而も相調可申與存不圖持渡候段申出候付黒木彌平左工門へ永代奴ニ被成下打廻役御僉議事及數十度候人ニは奴被成下候付而也

判決例(二〇)(「奴婢被成下并返上」一所收)

(元祿十一年)二月廿七日「覺」志多留村彌之助父年五拾四歲×市郎」同人弟年貳拾一歲長助」右嶋雄只右工門被成下但御勘定役ニは常と壹人宛被成下例ニ候得共此度は年寄之父有之外ニ分而難被成下候故長助ニ御添被成下候(下略)

判決例(二一)(「嚴原藩人被下帳」所收)

(享保元年)四月朔日「豊村百姓×六母」三十四歲同人女房」同人娘十二歲同人娘とみ」六歲同人娘かよ」右俵

主膳記但館守相勤居今般之潜商犯人御吟
味筋何角致苦勞候故別段被成下

判決例(二二)(「嚴原藩人被下帳」所收)

(寛保元年)四月朔日「年不知杉村仲家内改×十郎」右平田源七江但父左仲御師匠相勤候譯ニ付被成下

判決例(二三)(「嚴原藩人被下帳」所收)

豊村百姓喜右衛門弟×代松」右笹葉半之允但御由緒之上御馬廻立身被仰付候付奴在之節被成下度旨被仰出置候付被成下（寛保元年四月朔日）

判決例（二四）（「嚴原藩人被下帳」所收）

同日（延享元年八月五日）二十五才陶山郡左工門雇者×治」右同斷○潜ニ付鈴木常五郎へ永代奴被成下」但御

僉議折と相勤潜商僉議有之旁令苦勞候付

判決例（二五）（「嚴原藩人被下帳」所收）

同日（延享元年八月五日）三十八才町代官大浦七之兵衛札×右衛門 右同斷○潜ニ付勝井十郎右工門へ永代奴被

成下」但御僉議數度相勤其外御役ニ付令苦勞候人ハ奴被成下候例有之候付此節被成下

而して更に、次の如き「奴婢被成下并返上」二所出の書付の存するあり、配屬は一定の順序に従つたもの、
如く見える。

（享保十年）十月十三日「豆酩郡奉役山下×右工門」右は近年病身ニ罷成當役難相勤之旨折と御斷申出候得共功
者之人故難被差免尤家來等も所持不仕旁難相勤段相聞候付可被成下相應之者有之節ハ縱令拜領前之順ニ不相當
候共大勤功ニ被對下人可被成下段申渡候

（二） 奴の配屬は、原則として官に依つて行はれるのであるが、時には希望に任せて配屬することもあつたので
ある。その例證本編にも見える（例へば判決例（二四））が、二三別に例示すれば、

判決例（二六）（「嚴原藩人被下帳」所收）

町人堀×右衛門」右河村太郎左衛門」樋口内記家來×助」右大嶋庄左衛門へ」
但右兩人御郡役之儀每度田舎へ罷下
無人ニ而は差支候付奴拜領之義兼
願出置候付別段 (寛保元年四月朔日)
之譯ニ而被成下

判決例 (二七) (「嚴原藩人被下帳」所收)

寅 (延享三年) 三月十五日「伊奈郷奉役阿比留四郎左衛門拜領下男×右衛門」右不屈之儀有之田舎奴ニ被仰付
置候處於田舎も不働有之難召仕返上願之通被仰付候就夫高木彌次右衛門召仕差支兼而相望候付彌次右衛門之永
代奴ニ被成下事

判決例 (二八) (「竈立並奴婢号御免」所收)

戌寅 (寶曆八年) 正月十九日「伊奈郷鹿見村給人豊田八郎左衛門下男×吉」右ハ去々亥年博奕之依科七ヶ年切
奴ニ被成候處病身者ニ而田舎之働難成返上之義願出返上被仰付掬水軒へ望拜領被仰付

(三) 奴の『返上』と云ふことがあるが、之は奴刑者の配屬先よりの返付である。

而して返付ありし場合は、更めて他に配屬するのが普通であつたのである(本編諸例參看)。しかし場合により
次の如き處置を構することもあつた。

判決例 (二九) (「奴婢被成下并返上」所收)

(正徳四年) 二月廿一日「町人塩津×左工門」右水夫安工門娘ふくと申者不調法ニ付去年貴殿へ拜領被仰付候處ふ
く儀病身者ニて難召仕願依返上被仰付則町へ相渡置候依之介抱仕吳候人有之候ハ、被申出候様相達置候處右喜

左工門儀安工門女房娘儀下女ニテ七年以前安工門方へ遣家内外し候彼者儀喜左工門老母幼少不便を加へ候者ニ候間喜左工門へ被成下候ハ、老母願ニ任養生仕吳度由申出願上趣ハ一通リ筋道有之事ニ候へ共以前町人へケ様之者被成下候例無之？上ふく儀相知たる病氣ニ而候得共若以來此例を帶紛敷儀も可致出來候間町人へハ不被成下侍中之内輕キ御役人ニ而も望候人有之候ハ、可被成下若望之人無之候ハ、此類之者ハ窮民小屋へ遣之窮民扶持を請候様可被申付候向後町人へハ不被成下候間左様被心得候様町奉行平田類右衛門へ申渡
判決例(三〇)〔科人帳〕二〇所收)

寅(延享三年)十一月四日「與良郷尾崎村龍造寺拜領下男×兵衛」右は兼々不勤ニ有之難召仕返上之義願出願之通返上被仰付候此者義御國內ニ難差置者ニ付追登被仰付候事

判決例(三一)〔竈立並奴婢号御免〕所收)

丁丑(寶曆七年)六月廿日「與良郷洲藻村下知役儀盛之助拜領下男×之助」右ハ當二月五年切奴ニ被成下置候處去比欠落いたし候を召捕入牢申付置候然處右之者癩病相煩召置處無之趣願出返上被仰付乞食ニ申付候

又、次に掲げる延享二年十二月八日の書付に依れば、入牢せしめることもあつたのである。

奴返上には配屬先(個人)の希望に依つて返上するものと、官に依つて返上せしめられる場合とがある。

前者は『願出返上』(本編判決例(三一))であるが、先づ此制度に就いて考察して見よう。

先づ第四節第一項(一)所掲の寛保三年四月五日の指令書に依つて、家中永代奴返上の禁が享保十九年以來行は

れたことを知り得られる。而して判例にては、尙ほ此種の禁令は田舎永代奴にも及ぼされたのである。例へば

判決例 (三三二) (「科人帳」二〇所收)

子 (寛保四年) 十月廿七日「與良郷大山村下知役大山治部右衛門拜領下男×五郎」右者辛酉年永代奴被成下候處病身虚弱者ニテ田舎働難成先達而返上願出候へ共下男返上之儀ハ御法も有之願之通難被仰付段申渡候處又願之品有之候付返上被仰候事

しかし「奴婢被成下并返上」四所出の次の記事に依れば、田舎永代奴の返上は許るされたのである。即ち

(延享二年) 十二月八日「田舎永代奴ニ被成下候科人主人及困窮相育得不申歟又者其者病身之筋を申立返上願出候へ者是迄御吟味之上返上被仰付府内奴被成下然處近來ハ返上願數多有之甚如何數筋ニ候元來田舎奴ニ被仰付候者ハ科重く府内へ難被差置科人之事ニ候へ者向後者主人相育候義難成返上願出候ハ、願之通被仰付一生牢下しニ可被仰付外無之候間兼而左様ニ可被相心得旨御郡役中へ申渡

尙ほ右書付に依れば、返上田舎永代奴は『一生牢下し』にすると云ふのであるが、翌年以降の判決では希望者その他に配屬せしめて居る。

判決例 (三三三) (「嚴原藩人被下帳」所收)

寅 (延享三年) 二月廿四日「佐須郷久根村下知役齊藤六左衛門拜領下男×六」右ハ去ル乙丑年潜商之依科永代奴ニ被成下候處病身者ニ而近年田舎不作ニ而右躰之者相育之義令難儀返上之儀願之通被仰付候就夫右妻子共義氏江

主水に拜領被仰付置候譯を以甚六義此節望ニ付主水の永代奴ニ被成下候事

判決例(三四)〔竈立並奴婢号御免〕所收)

仁位郷貝口村下知役村勢甚左衛門拜領奴×右衛門」右ハ不埒之譯ニ付右甚左衛門の永代奴ニ被成下置候處小知之身分其上家内數多有之撫育方令難儀返上之義願出近年は右様之願間ト有之難取揚候得共願之通返上被仰付與良郷緒方村肝入源吾由縁之者と相聞候付被成下(天明三年)

奴返上者には、從來『人代』を更めて配屬せられたのであるが、元文年度から此事廢止せられるに至つた。

判決例(三五)〔嚴原藩人被下帳〕所收)

同日(元文五年三月廿四日)「年五十一歳」万世丸水夫×四郎」右は於朝鮮仕出し濱下リ之節小屋改有之候處人參拾七匁六分致懷中居候段相顯候依科幾度九左工門へ永代奴ニ被成下候九左工門義先頃被成下候奴病身片輪者ニ而返上仕候付爲代右半四郎被成下此已後譯有之返上之儀申出候とも再度ニ人代被下間敷候

判決例(三六)〔嚴原藩人被下帳〕所收)

十二歳豊村百姓六左衛門悻×三郎」右船橋忠右衛門に」但去申年九月年切奴被成下候處難召仕依頼返上被仰付候付御法之通人代ハ不被成下候併數年案書役相勤候付此節曳科之者數多有之旁トニ付別段之以了簡被成下之(寛保元年四月)

以上、その沿革を充分明らかにすること不可能であるが、永代奴返上に關して享保乃至元文時代に相當改革が行は

れたこと、その制度の一斑を窺ふことは出来るであらう。

次には年切奴返上の具体例（既掲の中にも見ゆるが、例へば判決例（二二八）、（三一一））を出すべし。

判決例（三七）（「竈立並奴婢号御免」所收）

同辰（天明四年）十二月十五日「豊崎村豊村給人大浦格三郎拜領奴×藏」右ハ不行跡之品ニ付當夏拾ヶ年切奴被成下置候處毎々盗等いたし主人方を立出村中共ニ不安氣ニ存候由ニ而返上之義願出候ニ付願之通被仰付佐護郷戸由内村下知役緒方大五郎へ十年切奴被成下

尙ほ返上願出はその理由を附することを必要とせられたが、その理由は、前段諸例に見える通り病弱、片輪等にて勞働不能、單なる不勤、配屬先の奴婢扶持（「相育」、「撫育方」）不可能、盗犯などである。

扱て次には、官命に依つて返上する場合を見るであらう。先づ、官はその必要あるとき、拜領奴の返上を命じたのである。即ち

判決例（三八）（「拜領奴婢郷分」四所收）

乙卯（安政二年）四月廿四日「朱書略」豊崎郷網代村給人網代惣兵衛拜領下男元南室村百姓甚兵衛次男×吉」當卯三拾七歳」右者作事方細工小屋ニ有之大工共細工道具多數盜取候科ニ依當一月右惣兵衛に新ニ十五ヶ年切奴

被下置候處川方奴差支候付此セツ返上年限中川方奴申付

公役奴も亦、官の都合にて返上を命ぜられることがある。即ち

判決例（三九）（「拜領奴婢郷分」四所收）

文久三癸亥五月朔日「元暢孫邦之允家内改川方奴×吉」右者於生村役目之者ニ對し不法を働其上田舎ニ而品ト商賣せしめ御法を犯候科ニ依此壬戌年四月仁位村給人平松左登治に拾ヶ年切奴被下同閏八月川方奴申付當二月年限之内貳ヶ年御弛被下置候處此者儀別而船道功者之者與相聞候此セツ返上殘年數御船奉行所奴申付
尙ほ

判決例（四〇）（「竈立並奴婢号御免」所收）

安永五丙申十月十八日「伊奈郷瀬田村給人宮原繁左衛門拜領下男×右衛門」右者親市之助義去冬侍中ニ對し不禮相働市左衛門ニも同前不禮不埒之品ニ付繁左工門へ永代奴ニ被成下置候處此節御取揚小野六郎右工門へ永代奴ニ被成下（下略）

なる判決に見える、『御取揚』は、少くとも實質上は官命返上と異なるものではあるまじ。

（四）奴配屬は、少くとも個人への配屬は、一定形式の書付を以てなされる定めであつた。

「奴婢被成下并返上」一 所出、寛文十三年十二月の一記事に、

人被成下候節ハ子ト孫トニ至る召遣候様ニ與之儀書付を以年寄共之内月番之者判形仕候間自今以後遣候様ニ與之御意ニ御座候

と、少くとも寛文以來その制定まれるものゝ如し。

元文六年四月朔日の奴婢配屬記事（「奴婢被成下并返上」四所出）に

年卅一 豊村百姓×兵衛妻「同三歳同人娘きく」右村岡左京殿に（以下氏江主水へ、古川圖書へ、平田將監へ、杉

村仲へ、大浦兵左衛門へと夫々記載あり）但右之面とに者料俗杉原横折ニ相認尤書面ハ何人之者永代之奴被下

之候子孫ニ至相違有間敷所如件年号月日何某殿何某、與書載致在判奉書包ニ銘とへ相渡

とあるが、之は最高級武士に對する奴配屬書の形式を傳へるものである。偶とその實例を「家來拜領執達」中に
見ることが出来る。次にその二例を掲記するであらう。

廿八才 生田×右衛門

四十八才 同人 母

佐須奈村

四十一才 × 之 助

四十二才 同 妻

六才 同次男 彌 吉

三才 同娘 つ げ

右は潜商之本人並依曳科永代奴被成下候子孫ニ至相違有間鋪所如件

寛保二壬戌年六月 日

大浦兵左衛門

（花押）

村岡左京殿

覺

杉村大藏

(花押)

氏江主水

(花押)

佐須奈村百姓 × 右衛門

年三十九歲 女房

同 悴

年三歲 源治

右之者依曳科永代奴婢被成下候子孫ニ至相違有間敷所如件

寶曆二壬申年

十一月廿日

嶋雄八左衛門

女房 (花押)

平田將監

誠泰 (花押)

村岡左京殿

(一) 前掲「對馬島誌」二二七頁。

對馬藩の奴刑

第二項 效 果

(一) 奴刑宣告に依つて、犯人は先づ奴なる名(本編諸例に見える如く、「奴婢之号」)を附せられ、「奴号之者」(例へば第一節第一項掲出天保十二年五月七日の書付)となるのである。

(二) 奴号を附せられることに依つて、「奴号之身分」が発生する。

判決例(四一)〔「竈立並奴婢号御免」所收〕

寶曆十一辛巳年十一月七日「樋口豐太郎先代を拜領下男利平太倅×太」右者父利平大商潜之依曳科拜領被仰付置候處當年迄卅三ヶ年に相成家内之要用引請諸事眞實ニ相勤養父多年病氣晝夜令精勤候付相應之有附爲致度候得共奴号之身分ニ而は其儀不相成依之奴号御免之義豊太郎願出眞實一通りニ而容易に難被仰付候得共無餘義相聞以御憐愍此節奴号御免被仰付候事

(三) それは、竈の取揚であり、潰であつた(本編判決例(四五))。

判決例(四二)〔「罰責類聚」三所收〕

同月(安永五年十二月)十六日「古谷屋平太娘×く」右は不埒次第有之候付竈取揚俵土佐へ三ヶ年切婢ニ被成下(四) それは又、家姓を失ふことになる。

判決例(四三)〔「奴婢被成下并返上」四所收〕

(延享三年)九月朔日(中略)「同人家來大和屋×兵衛」右者去戊年依潜商之科妻子共永代之奴婢ニ被成下候處深切ニ相勤候故年數ハ纔ニ候得とも奴婢之号御免被成實父家姓を相續申付

即ち、奴号御免に依つて、初めて家姓復活するのである。

(五) 而してそれは、公課免除と云ふことにもなるのである。

判決例(四四)「奴婢被成下并返上」四所收)

(元文四年)四月十三日(中略)「平田將監拜領奴婢次川万右工門被官助六父×之助」母」右被官之儀者百姓與者譯違候付是又相尋候處以前々被官竈數相極居夫ニ隨ひ公役相務候得は御赦免無之候而者村内之差支ニ相成候段被申聞候付是又奴婢御免被成候(下略)

判決例(四五)「奴婢被成下并返上」四所收)

(元文四年)四月十三日(中略)「樋口此面拜領婢同村喜右工門姉×つ」右ハ須川万右工門被官源七女房右被官之妻ニ相成居是又同様之譯與被申聞候付婢御免被成候右者先般子供潜商ニよつて爲曳科奴婢被成下候處豊村百姓三十二竈有之内拾七竈犯人ニ而夫々御裁許相濟候然處竈數過半相潰跡竈容易難取立左候時は御年貢公役銀勿論朝鮮飛船用共ニ必及差支其段大切被存委細被訴出候趣御郡中之儀は大切と存候段其筋有之事候去乍以法を被取行候於道者公之上私者無之道理ニ而決而御心之不依事候得共御年貢公役銀減之候與申者ニ相成候而者豊村亡所ニ成リ候同前ニ而御取リ上ケ御損削ニ及重大成事候府内與優劣有之様相聞候得共右之譯故一事之權宜右之面

と奴婢之号を格別之御料管を以御赦免被成候尤以來者假令如何様之及故障候とも御取上ヶ被成間敷候云々
(六) 次に奴刑に處せられたる者の財産は、その配屬先に歸屬せしめられる。「奴婢被成下並返上」一所出の次の書付に就いて知るべし。

(元祿九年) 六月十一日「杉村三郎左工門へ拜領被 仰付候若松×左衛門家屋敷所持仕居候事」一拜領被 仰付候科人衣類身ニ付候諸道具共拜領之主人ニ被成下候先例御座候事」右之通如何可被仰付哉と申上候處×右工門家屋敷之儀三郎左工門へ被成下候其外科人共衣類身ニ付候諸道具夫と拜領之主人へ被成下候旨御取次を被仰出夫と申渡

(七) 奴所生の兒も亦その配屬先の有に歸する。

判決例(四六)〔「罰責類聚」一二所收〕

文政三庚辰六月七日「(中略)仁位郷鑑川村百姓件右衛門今名勝右工門妹×す」右……三根郷志多賀村給人阿比留次郎兵衛に三ヶ年切婢被成下」やす儀右之通次郎兵衛江三ヶ年切婢被成下候處此者今程懷胎ニ而臨月ニ至居候與相聞出產迄は於草使屋養生快方之上下村可申付旨御郡奉行打廻頭江口達尤出生之子は如何可相心得哉之旨御郡奉行相伺候付次郎兵衛拜領年限中出生之事故庭育之形ニ而永代次郎兵衛に被成下候段相達とは、その原則に従ふものである(本編判決例(四七)参照)。

尙ほ此判決にて、當時に於ける妊婦處刑制の一斑を窺ひ得られるであらう。

(八) 奴は種々自由の制限を受けるのであるが、先づ、奴は配屬先にて生活するものであり、少くとも永代奴にあつては、獨立に居を構へるが如きは、即ち『町宅』は、寛政年間以降は、原則として許されないものである。只配屬先にて生活すると云つても、食を共にすると云ふのではなかつたかと思はれる。しかし、後述の様に扶持は飯米の給與であつたこと(一一)からの推測であつて、定かではない。

判決例(四七)〔竈立並奴婢号御免〕所收)

「天明四甲辰年十一月廿二日」樋口利助拜領下男×助」右者利助亡祖父友之助代寛保二壬戌年潜商之依科永代奴ニ被成下置候處多年實直相勤候譯ニ依先年主人ノ相願町宅差免其御米藏馬方統領申付是迄多年來別而令精勤候由ニ而御米藏ノ其役所へ申出候品ニ依奴号御免御米藏改ニ被仰付度之段被申出主人利助ノ申出候品も有之四拾ヶ年實直ニ而精勤候與相聞候付奴号御免御米藏改申付

此判決に依つても窺はれる様に、天明頃までは、配屬先の願出に基づいて『町宅』も出來た譯であるが、之間もなく許可されざることになつたのである。即ち

判決例(四八)〔罰責類聚〕七所收)

寛政五年癸丑三月廿日」杉村辨左工門」右者拜領下男×作儀當時町宅いたし居其上子供迄出生之段相願候ニ付其次第相尋候處右久作義亡祖父頼母ノ拜領被 仰付多年實跡相勤候ニ依去々亥年其筋江願出當時町宅爲致候子共ハ戌年出火之前出生致候故是又其筋へ相届候由申出久作儀未々奴号御免も無之内右之通ニ候段永代奴之御主

意ニ不相叶甚以如何敷次第ニ付相糺屹度御沙汰之品も有之候得共最前其筋之役所吟味薄所茂有之過去候事故無其儀候右久作弟并出生之子共拜領御取揚被成ル（下略）

（九）營業の爲めには、奴と雖も配屬先の村内では、自由外出を許されたのである。

判決例（四九）（「罰責類聚」一二所收）

文政七年甲申四月十三日「伊奈郷苧生村給人中山左近懲下男之佐須郷久根村百姓年三十六歳×藏」右之者去月廿九日主人方立出忍而令上府打廻番所ニ駐込候付遂僉議候處去年九月爲懲苧生村ニ被遣候付兼ニ桶細工心得村内所ニ賃錢ニ而相持居候處病身ニ相成細工不相成安閑與被養候も無面目苦念之餘忍登候段申出（下略）

しかし、原則として、田舎奴の府内登は禁止せられた。即ち元禄九年六月五日の覺（「奴婢被成下并返上」一）所出の一條に

一在ニ給人へ被成下候者府内へ差登置候ハ、可爲越度候云々

又正徳六年四月七日御郡役に下附の覺（「八郷壁書控」所出）の一條に

一依科田舎之奴ニ被仰付候族府内ニ罷登候事堅停止ニ而主人之供ニ召連登候義ハ被差免置候若主人ニ隠シ府内ニ罷登候もの於在之ハ急度可遂案内候素リ主人たりとも御法を背キ猥リニ府内登せ又ハ旅等ニ遣し候ハ、曲事可被仰付候事

尙ほ右の書付に依つて知られる通り、府内登の當人は勿論、之を許した主人も亦處罰せられたのである。但

し、此府内登は單獨にてなし得ないと云ふのであつて、所謂「主人之供」で出府することは勿論可能であつたのである。右の禁令に依ると、主人は、奴に對して旅行の許可もなし得ないのである。

次の判決は此原則に據るものであらう。

判決例（五〇）（「罰責類聚」九所收）

享和二壬戌五月廿五日「伊奈郷伊奈村給人山本勘兵衛」右ハ拜領奴×吉と申者一日之暇を乞候て差免船頭儀助へ爲相雇候段相聞候拜領下男其身召連候外勝手ニ他郷他村へ暇遣候儀ハ不相成儀ニ有之剩數日令逗留候をも緩ニいたし置候段大様之心得ニ候得共此節ハ以御用捨不及御沙汰。

しかし、特別の場合は、例外として、少くとも府内登を許可し、養生をなし或は又自由營業をなすことをすら認めた。即ち

判決例（五一）（「奴婢被成下并返上」三所收）

（元文二年）十一月廿六日「伊奈郷琴村給人財部吉左工門拜領下男野×右衛門」右永代奴被ニ成下置候處病身ニ罷成此間別而病強府内身寄之方へ差登養生爲致度願出例も有之候付三ヶ月府内被差免

判決例（五二）（「奴婢被成下並返上」二所收）

（享保十年）八月廿六日「打望壽庵家頼×助先年雞知村給人阿比留彌次右工門奴ニ被成下候處此者義屋禰や之職を仕候者ニ付大風ニ而市中破損所多ク屋禰や差支候付當時府内差免雇ニ參り候様ニ申付ル

尙ほ上述の如く、奴は飯米を給せられ、賃料を興へられ、又自由營業を許されることもあり、時代に依つては『町宅』も許るされたのであるから、奴は或程度の財産享有能力も享有したと云ふことが出来る。但その詳細は後考に俟たねばならぬ。

次に、序を以て、奴婢判決の場合、例へば朝鮮渡の禁、或は近親者への『對面通路』禁止をも宣告する場合があることを紹介して置き度い。而して、前の場合にあつては、拜領主同伴にてもその禁は解かれず、特許宣告あつて初めて渡鮮し得たのである。類例を次に出すべし。

判決例(五三)〔科人〕所收)

(享保十七年)十二月十五日「杉村采女内船頭×左工門(以下七名連記)」右者罪科依有之奴拜領ニ被仰付朝鮮渡被差留候へ共御宥恕を以朝鮮渡被差許候間主人相對を以勝手次第朝鮮へ可罷渡候

判決例(五四)〔奴婢被成下并返上〕二所收)

(正徳六年)八月十六日「伊奈郷伊奈村百姓三吉娘×ま」右者去比不届之儀有之ニ付佐須郷瀬村肝煎清左衛門へ永代奴ニ被成下親兄弟其外親類之對面通路者素り隣村へも罷越候處御停止被仰付

(一〇) 奴は配屬先の懲戒に服さねばならない。先づ、主人は懲戒の目的を以て、奴を田舎に差下すことが出来た。
判決例(五五)〔嚴原藩人被下帳〕所收)

丑(延享二年)四月廿八日「御僉官役人龜山田久右衛門倅×吉」右藩商之依科元文五庚申四月古川圖書に永代奴ニ

被成下置難召仕次第有之爲懲（原徴は誤）自分_は是迄田舎_に差下置候得共難召仕候間上_は田舎年切奴_に被仰付被下候様_に願出伊奈郷鹿見村給人豊田忠吉江三ヶ年切奴_に被成下候事
主人は奴を折檻し得た。

判決例（五六）（「奴婢被成下并返上」一 所收）

（寶永七年）六月十五日「山上久兵衛下人×兵衛」……永代奴_に被成下候間隨分致折檻召使共勤方不宜候者不及案内手前_に而死罪_に申付候様助左工門_に申渡候

（二）のみならず「勤方不宜」場合は、右の判決に云ふ通り、主人はその生命を奪ふことも出来た（本編判決例（一七））のである。此事に關する類例をも一つ揭示すべし。

判決例（五七）（「奴婢被成下并返上」一 所收）

（元祿五年）九月廿一日「龍造寺半九郎内×右工門」右ハ欠落之統領_に候へ共企仕候迄_に而船等も盜取不申其上主人方へ立歸候付一命被差免志多賀村下知人阿ひる彌五郎へ被成下若田舎_に而不勤候ハ、主人方_に而斬罪_に申付候様申渡

右は、元祿九年六月五日の覺（「奴婢被成下并返上」一 所收）の一條に

附リ御家中并田舎給人へ被成下候者不行跡_に有之難召遣様子_に候ハ、自分_に而斬罪可被仕候事
と見える通り、少くとも元祿以來の原則であつたのであるが、此生命剝奪權は、武士にのみ與へられたものであ

ること、又此法例に依つて窺ひ知られるのである。

「奴婢被成下并返上」一 所收覺に

峯郡佐賀村下知人平田彌次右工門下男生國京年廿貳 ×兵衛「右は依科拜領被 仰付候者殊外不行跡ニ有之手ニ及不申候間差上申度由彌次兵衛願出候處此程被 仰出候は御法度相背拜領被 仰出候者主人へ不奉公仕難召遣儀有之候は手前ニ而相計候様ニと被 仰出候ニ付如何様共心次第仕候様ニと郡掛へ申渡（元祿九年六月十日）」とは、右六月五日の法例に従へる處置であるであらう。

(三) 前段第一項(三)に就いて知られる通り、主人は奴を扶持（『相育』、『撫育』）せねばならないが、その上に『見合銀』を給與するのである。此『見合銀』は一の賃料であつたのである。第三節第一項に引用の天保十五年六月十九日の書付に見える『宛行』又同物であらう。

扶持には一定の標準が定められてゐた。「拜領奴婢郷分」三 所出天保十五甲辰年の一記事中に

盜之科ニ依天保十三壬寅年八月伊奈郷志多留村給人大平只右衛門江七ヶ年切奴被下置仁位郷千尋藻村百姓久次郎弟×吉「一

米七合五勺一日飯米如此」一銀四匁五分宛一ヶ月見合

之は年切奴の場合である（永代奴にあつても全様であらう）が、公役奴に於ても同じである。即ち「拜領奴婢郷分」三 所出天保十六年七月廿六日の書付に

伊奈郷瀬田村給人宮原万之允拜領下男元先御厩柳左衛門事×左衛門（以下四名連記）右之者共此節是迄之通川方

奴相殘壹日一人飯米七合五勺壹ヶ月見合銀四匁五分相與其外之者とも不殘元主人江被返下(下略)

尙ほ、此賃料は、營業自由を認められた奴に於ては、一般人より支給せられる譯である(判決例(四八)参照)。

尙ほ又、扶持不可能の場合に於ては、次の如き特別處置が講ぜられることもあつたのである。「奴婢被成下并返上」一 所出元祿拾年三月廿八日の書付に

豊田儀右衛門へ拜領被 仰付候下女老人與申病者ニ御座候而に今臥居申候儀右衛門不如意ニ而右様之者養申儀難儀ニ奉存候然處彼者之夫喜左衛門腰おれ者ニ付籠舎被 仰付置候御慈悲之上儀右衛門へ御預被成下候ハ、田舎ニ而少之小屋掛をも仕吳候ハ、さふけニ而も作り一兩人之營ハ可仕若不足之分ハ儀右衛門へ見積可申由奉願則願之通申渡

(二三) 年切奴は、第五節冒頭に掲記の法例に見える通りに、年限内は、主人の意思のまゝにその配屬先を變更せしめられたのである。永代奴に就いても特例として此事ありしか(第五節第二項(二)參看)。

第五節 釋 放

奴の釋放即ち『奴号御免』(本編所掲諸判例に就いて見るべし)は、主人等の自由になし得るところではなかつた。「奴婢被成下并返上」一 所出、元祿九年六月五日の『御家中ニ人被成下候付被仰出候書付』の一條に

一惣而拜領者之儀身代或ハ人代リ等取之隙出候儀堅無用候事

附リ年季之者被成下候人は年季之内は身置させ共心次第候年季相滿候は東國へ可被差戻候事とあるが如くである。

扱て奴の釋放は、特に年切奴にあつては期間滿了に依つて、恩赦に依つて、その他の特別事由に基づく特許に依つて、願出に依つて、實現されるのである。

第一項 滿期 釋放

刑期滿了所謂『年滿』(第五項も參看)に依つて釋放されるのであるが、それには主人の『返上願出』、即ち主人は期間滿了と共に直ちにその旨申出返上を願出ることを要し、期間經過後尙ほ使役すること、所謂『召仕越』は不法とせられたのである。「罰責類聚」二三所收文政十一年五月四日の次の如き口達書は、此原則を明示するものである。

元御馬方改×七與申者去辛巳年不埒之科ニ依田舍奴申付其後追々拜領替……し去戌年四月年切水夫申付去年十一月迄ニ而年限相滿候得共其節朝鮮_ニ罷渡居當節令歸國候付返上之儀被申出則返上被 仰付然處拜領奴之儀は別而重き次第之儀ニ而年滿之上は速ニ被上願出候規格ニ候得は假令令旅行居候共其期日ニ至候ハ、不被申出して難叶儀候を歸國之上被申出候段ハ心得方大様ニ相見候得共當節迄は不及御沙汰候間以來右躰之儀無之様被相心得役下之面々も可入念旨被相達候様御船奉行渡邊庄衛門江口達書相渡

此期間滿了申告は、第二次的乍ら奴拜領主の親類にも負はされたのである。即ち

判決例（五八）（「罰責類聚」二〇所收）

庚午（文化七年）三月九日「杉村主税親類中小河×郎」右は元上川玄良家内改長吉與申者主税の拜領被仰付置去巳十月迄ニ而年滿ニ至居候處返上不願出此節主税御叱中ニ付親類中可願出之處大様ニ打過今更願出候段親類中不念之至ニ付御沙汰之品も有之候へば以御用捨無其儀候

次に召仕越の類例を出すべし。

判決例（五九）（「罰責類聚」二三所收）

同（文政六年）二月十三日「樋口太郎兵衛」右は拜領下男×兵衛與申者去辛酉年田代永代奴ニ申付同壬戌年依願返上亡父美濃に被成下同丙寅年太郎兵衛の願ニより六拾歳迄之奴ニ申付同庚午年赦を以元拜領之年月より十五ヶ年相勤候所ニ而返上可願出旨相達置候處其比無其儀此せつ返上願出多年之召仕越ニ相成大様不念之至ニ付以來右様不心得無之様相達

第二項 恩赦釋放

判決例に就いて此原則を知るべし。

判決例（六〇）（「竈立並奴婢号御免」所收）

未聞（安永四年）十二月五日……西山寺永代奴只八」伊奈郷飼所村下知役宮原繁左衛門永代奴×十右工門」右之面
圓鏡院様廿五回御忌御法事ニ付赦を以府内登并奴号御免（下略）

判決例（六一）（拜領奴婢郷分」一所收）

（前略）「寛政十一赦ニ而」兄×之介付火之曳科町人阿比留屋儀三郎」右小野六郎右衛門」永代奴被下其後去辛亥
年赦ニ而拾ヶ年切奴被仰付

第三項 特許釋放

（一）先づ「竈立並奴婢号御免」所收の左の取計ひを擧げねばならぬ。

同年（寶曆三年）七月十一日「齊藤四郎治拜領奴婢本人町被官×右工門」曳科同人母」右ハ潜商之依科被下置候
處右清右工門妹義豊太郎殿伊豫之允殿御生母之事ゆへ被對御子様方ニ此節奴婢之号御免被成候事

（二）次に又同上所收の處置二例を見るべし。

戊（明和三年）七月廿三日「村岡左京殿拜領下女とく」右父佐須奈村百姓×三郎潜商之依曳科延享元年左京殿永
代婢被下置候處此節御奥御用ニ付奴号差免直ニ賄方改ニ被仰付

寶曆二申年四月七日「豊村×左衛門娘つち」右ハ元文四年×左衛門曳科ニ付古川壽醉へ永代婢ニ被成下置候
處御内所様御里ハ被召仕是迄實體ニ相勤此節御格合ニ付直ニ被召仕度 思召候依之婢之号御免被成候事

(三) 同上所收の

(寶曆十二年)六月廿八日「古川廣右衛門家來×之助」右者去ル庚辰年博突之依科三根郷三根村川役御手洗彌三右衛門江七ヶ年切奴被下置候處御米漕水夫甚差支功者之者與相聞候付年季之内ニテ候得共奴号御免定水夫ニ申付候

未閏(安永四年)十二月十三日「味木左兵衛拜領下男×四郎」右者與良郷鴨居瀬村之者ニ而寶曆四戌年御米漕七ヶ年切郡水夫ニ罷登居候處悻不調法之義有之依曳科右左兵衛江永代奴ニ被成下置候處今程郡水夫功者之者無之訣を以奴号御免定水夫申付

又「拜領奴婢郷分」四所收の

戊午(安政四年)七月廿三日「川方奴×治(中略)同×治(中略)」右者小隼御造作用木品去寅年伐木相成居候處段々木張強只今之儘圍置候而者難御用立趣委曲申出之品有之夫ニ付右之者共木挽功者ニ有之與相聞候付不容易儀なから奴号差免此節御船奉行所木挽夫申付

尙ほ此種の官の都合に依る釋放は、絶對的釋放ではなく、一定の仕事に従事することを條件とするものであり若し此條件を満たさない場合は、元の奴に戻るものである。次の實例に見るべし。同上三所收の

丁未(弘化四年)正月晦日「……作事方木挽夫×六」右は密通之科ニ依去乙巳年八月乾一郎兵衛江三ヶ年切奴被下置候を舊臘奴号差免作事方木挽夫申付置候處多病ニ有之難用立候付木挽夫差免殘年月元主人一郎兵衛被下

(四) 「奴婢被成下并返上」四に

(寛延元年)二月廿三日「三根郷津柳村足輕肝煎與三左工門下男×七」右者潜商再犯旁重科ニ付與三左工門へ永代奴ニ被下置候處今度田舎七竈御救筋之儀申立容易之儀ニ而は御取揚不被成義候得共百姓を取立候者卑賤之者ニハ不輕事ニ而奇特成義ニ付爲御褒美其身并曳科之者奴婢之号御免被成候

(五) 同上三に

元文三年(三月十九日)「上川玄昌拜領下男×右衛門」右玄昌へ奴被成下候處其後銀山中間ニ差出三拾年餘實躰ニ相勤候依功先達而御銀山被廢候節急用水夫竈ニ申付置候右之通多年之被對勤功奴号差免急用水夫ニ申付又「竈立並奴婢号御免」に

丁丑(寶曆七年)六月廿三日「堀瀨左工門代七ヶ年切拜領下男×右衛門」右ハ元來定水夫源太與申者ニ而延享二丑年潜商之依科瀨左衛門江永代奴ニ被下置候處其後戊辰年豆酸金山之義ニ付申出候次第在之爲御褒美奴号御免被成候(下略)

(六) 「科人帳」五に

(前略)「豊村百姓三右衛門父六十七×惣左衛門」六十五向人母(中略)「右は世忰共御法度相背候依曳科奴ニ可被成下候へ共老人共之事ニ候故被成下候人も迷惑仕り候被差免候育候もの之候ハ、相渡候様ニ若養候者も無之路頭ニ立候様子ニ候ハ、吟味之上窮民屋ニ可差置旨役へ申渡(享保六年)

「竈立並奴婢号御免」に

同年(寶曆三年)五月朔日「氏江兵次郎殿下女×はき」右先年、大雲院様御里へ被成御座候内御拜領被成候處數十ヶ年之間御用立實躰相勤今程及極老不便ニ被思召候付此節奴婢号被差免由緒竈並ニ被仰付候事

(七) 『深切ニ相勤』たる爲めに放免することがあつた(本編判決例(四三))。

(八) 一定地域の公課負擔者減少を防止する目的から、特に釋放することがあること既に例示の如し(判決例(四三)、(四五))。

第四項 依願釋放

(一) 同上所收の

申(寶曆十三年)六月廿一日「戸位好之介拜領下男×治」右者亡父代永代奴ニ被下置候處二十ヶ年餘實躰ニ相勤其上大工稽古いたし郷方ニ在之由ニ而御作事方御用多年相勤御用立候付奴婢号御免御作事方改ニ被仰付被下候様双方願出願之通被仰付

(二) 同上に

酉(安永六年)十二月十六日「大浦主稅下女×や」右は主稅亡曾祖父代永代婢被成下四拾四ヶ年實躰相勤候付依願婢号御免被成候處當年六拾歳ニ相成主稅依願之品由緒竈並申付

「奴婢被成下并返上」三に

（享保十八年）正月廿日「佐須奈武田吉左工門拜領下男×五郎」右者勤方宜候付依願百姓又ハ名子等之養子ニ遣候義被差許

此種願出釋放は、寛延以降は原則としては聞届けられないことになるのである。同上四所出の左の法例に就して見るべし。

（寛延元年）十一月廿九日「奴号御免之儀是迄ハ年數實躰ニ相勤候段主人ハ願出候へハ願之品ニより御免被仰付候へ共向後ハ格別相勝レ候譯明白ニ無之候而ハ不及沙汰候間以來奴号御免之儀大躰之願筋ニ候ハ、取次被差出間敷旨申渡ス

（三）しかし尙ほ、別個の事情の存する場合は、釋放願出を承認したのである。「竈立並奴婢号御免」に

（安永三年）十月十七日「仁位郷奉役仁位勝左衛門拜領下女×く」右は寶曆六子年夫之依曳科勝左衛門父所右工門へ永代婢被成下置候處當年迄拾九ケ年實躰相勤其身古郷江老母有之此者義老衰病身ニ候上盲目與罷成全難義候付古郷江差返し盲目之母育度旨勝左衛門依願婢号被免生園村へ立歸リ之義差免

又同上に

同（天明）三癸卯年正月廿一日「伊奈郷伊奈村下知役小野六郎治永代拜領奴×治」右者盜博奕之依科明和五子年永代奴ニ被成下置是迄實躰相勤農業方も相働居候處村内名子作之助與申者養子ニ相望候付奴号御免養子ニ遣

候義被差免被下候様六郎治ハ願出被差免

こゝに附記すべきは、依願釋放は原則として、一定の理由の存することを必要としたのであるが、或場合、特に高級武士などにあつては、無理由の願出釋放を認められたか。左の處置參看。同上所收の

同（寶曆八年）十一月廿四日「村岡左京殿拜領下男齊藤ハ右工門」右ハ實弟石橋七郎工門拔船之曳科ニハ永代奴ニ被下置候處左京殿依願奴号御被免成候事

第五項 效 果

(一) 奴は釋放に依つて、奴号免除せられ、諸種の拘束から解放せられ、家は復興せられるのである。

此點に關しては特別例証を擧ぐる必要はないのであるが、子の釋放に依つて、父の家を復興せしめたる例を次に掲げて置き度い。「奴婢被成下并返上」一に

寶永七庚寅正月廿日「町人生田勘ハ工門忩勘三郎父勘ハ工門依曳科貞享貳丑年樋口左衛門江拜領被仰付置候處只今彌五左工門代ニ至迄宜ク相務然處右勘左工門跡目御立被下候段彌五左衛門承及何とそ此者勘左衛門跡目被仰付被下候様彌五左工門ハ願出則願之通被仰付（下略）

(二) 被釋放者が雇人である場合は、元の雇主に還付せられるのである。「竈立並奴婢号御免」所收

卯（寶曆九年）七月九日「豊崎郷大浦村下知役大浦勝兵衛拜領下男ハ太郎」右ハ平田幸右工門下男ニ而候處田

中善工門石垣之瓦盜取候依科右勝兵衛へ七ヶ年切奴ニ被成下候處年滿返上願出願之通返上右幸右工門へ被返上候事

又名子は名子に返るのである。同上に

辰(寶曆十年)六月十六日「何奈郷御園村名子×吉」右ハ御參向立水夫ニ而罷登我儘ニ引殘候依科與良郷大山村給人小田仁市郎亡父與一工門へ二ヶ年切奴ニ被成下置候處年滿返上願出候付如元御園村名子ニ申付候事
船手の如きは、御船奉行所へ還付せられるのである。同上に

同(寶曆十年)八月廿四日「豆酸郷奉役小森權右衛門拜領下男×助」右ハ去戊寅年御迎之御船手ニ而大坂へ罷登御下向之節乗後シ候爲科右權右工門へ二ヶ年切奴ニ被成下候處年滿返上申出候付御船奉行所へ相渡候様申渡
(三) 釋放者保護の一つと見らるべきものに次の如き處置があつた(第三項(六)參照)。同上所收

同(明和五年)十月廿九日「中須賀西町元番太×助」右ハ先達科有之田舎五ヶ年切奴ニ遣置候處年季滿令返上候此者元來上方者ニ付身寄之者無之中須賀西町乙名中ハ依願窮民小屋入申付

第六項 刑期短縮

刑期短縮所謂「御弛」が場合に依り行はれるのであるが、それは一部の釋放でもあるであらう。

一般的に刑期短縮を行ふこともあつたらしい(例へば赦に依る刑期短縮―本編判決例(五九)、(六一)及び次掲

参照、又本章第三節第三項)が個々に宣言する場合もあつた。一二例示すべし。

「拜領奴婢郷分」三に

天保十五甲辰三月十二日(中略)「仁位郷仁位村給人仁位新九郎拜領下男×吉」右は兼々風儀不宣者ニ付天保九戌戌年十一月新九郎江拾三ヶ年切奴被下……十一庚子年八月赦を以年限之内貳ヶ年與七ヶ月御馳被下同十二辛丑年普請方ニ召仕令苦勞候付年限之内三ヶ月御弛(下略)

又同上に見える次の如き處置亦、刑期の短縮であらう。

戊申(嘉永三年十二月十三日)(中略)「元鉄砲臺師源藏養子×兵衛」右は銀取引筋之儀ニ付かり名を以非道之掛合大膽之仕業聞込之品も有之去乙巳年八月佐護郷仁田内村給人大石源磨の七ヶ年切奴被成下當六月返上殘年數川方奴申付去月十八日奥御建家御用ニ付御普請中奴号差免御用細工召仕候儀差免置候處右建家御見合ニ付最前之通殘年數川方奴申付

第六節 本 質

第一項 科刑の目的

(一) 奴刑の目的とするところは、先づ犯人懲戒であつた。前掲例証中にも見えるところであるが(例へば判決例(六)、(一一)等)、更にその例証を擧げて見よう。

判決例(六二)〔拜領奴婢郷分〕一 所收)

丙戌(文政九年)十二月十九日〔中略〕平田宮内被官三根郷佐賀村百姓今名×左衛門善吉〕右者不行跡ニ而大酒を好手餘ニ付爲懲豊崎郷大增村給人中村卯吉郎江三ヶ年切奴被成下

(二) 奴刑は一面威嚇を目的とする。即ち

判決例(六三)〔奴婢被成下并返上〕一 所收)

延寶二甲寅十二月六日御在府〕早川善右衛門江戸出立之節前日ニ内之者三人御屋敷罷出早川善右工門供仕候由是ハ内之者内ニ買掛有之如此ニ候此者共不届千万ニ付下ニ見こり之爲×郎兵衛戸田三左工門ニ拜領×兵衛ハ坂田旬當ニ拜領仰付(下略)

判決例(六四)〔罰責類聚〕五 所收)

田代町忠兵衛〕(中略)一旦之赤面ニ依而私ニ人命を害(妻の姦夫傷害致死)候段重ニ不埒之至候依之衆人爲見懲三ヶ年切奴ニ申付候事

判決例(六五)〔拜領奴婢郷分〕三 所收)

同(嘉永三年)五月六日〔中略)大工×右衛門〕右は不心得之儀有之大工職召放見懲として永代川方奴申付(三) 而して、更に應報的觀念も見られる。

判決例(六六)〔拜領奴婢郷分〕一 所收)

同日(安永六年五月廿一日)「豆殿郷瀬村下知役久和勝左工門拜領下男×平」右ハ去辰年府内の忍登候付科代爲奉公右勝右工門の五ヶ年切奴ニ被成下(下略)

判決例(六七)〔罰責類聚〕七所收)

寛政四子年八月廿一日「伊奈郷久原村百姓三太郎養父×吉」(中略)無往來ニ而(府内に)忍居其上敏より女を雇入子供をも致出生候と相聞重と不埒ものニ付科代勤として豊崎郷舟志村給人日枝勘兵衛の五ヶ年切奴被成下(四) 奴刑は右の如く各種の目的を以て科せられるのであるが、遽かに断定は許るされざるも、犯人懲戒を主とし、一般威嚇及び應報目的は之に従ふものであつたかと考へられるのである。

第二項 奴刑と勞役

奴と云ふ觀念は元來勞役をその内容とするものであるが、對馬奴刑に勞役とは。

判決例(六八)〔嚴原藩人被下帳〕所收)

同日(寛保二年七月二日)「一年切抱者四ヶ年殘三十貳才三木喜右工門下男×兵衛」右は先達而萬松院江森本源助と申者被成下候處老人ニ而難用立相聞候付右徳兵衛年季之内被成下候事

と、即ち對馬の奴は『用立つ』ことを目的としたと考へられるのであるが、従つて次の如き處斷も行はれたのである。

判決例(六九)(「拜領奴婢郷分」四所收)

(安政三年)(中略)「元六十人山田×兵衛三男隱居阿比留儀右工門同_{拜領}三之介」右者×兵衛被行死刑ニ候曳科ニ依永代奴被下候處其比幼少ニ有之嘉永三戊年十歳ニ至候付永代奴申付筈之處(下略)

尤も實例に依れば、九十才八十才の奴あり、一才の奴ありで、所謂「用立」たざる奴もあつたのである(本編判決例(七〇)参照)。

しかし要するに、對馬の刑罰奴は、「用立」勞役に従ふを通例としたと云ふべきであつた。

尙ほ、勞役は給養の代償でもあるとの思想が存したかと思ふ。即ち前掲判決例(四九)に奴「病身に相成細工不相成安閑與被養候も無面目苦念」するとあるは、此思想を前提とするものではあるまいか。

第三項 配屬先と奴との關係

本篇諸例に就いて知られる通り、配屬先は「主人」であり、奴はその「下男」、「下女」であり、主人が奴を「召仕」ふのであり、奴の「奉公」であつたのである。

されば此主人は刑の執行者と云はんよりは、奴の主人であり、雇主であると云ふ關係にあつたと考へられるのである。今その内容を具体的に探り得ないが、主人と奴との間には、雇傭關係に準すべきものが存在したものの如く考へられるのである。

今此關係を暗示する別種の表現が見られるので、次にそれを例示するであらう。
即ち先づ、奴は又『家來』であつたのである。

判決例（七〇）（「奴婢被成下并返上」一 所收）

延寶八年庚申八月廿五日（中略）右之通被成下候者共定而用ニ立申者有之間敷と被思召候得共科人共之一家
すなをニも難被差置候故何茂譜代之家來ニ被成下候暇遣候儀無用ニ候との御事

判決例（七一）（科人帳」一 所收）

人參貳百三十目取渡候長久丸掛取×左衛門」右之者元祿五年朝鮮ニ歸國之刻人參六十目取渡候依科加納幸助江
被成下候此度茂御法度相背兩度ニ而重科者ニ候へ共以御慈悲一命被差免仁位郷田村元山廻平山平左衛門へ永代
家來ニ被成下

奴は又下人であつた。

判決例（七二）（科人帳」四 所收）

豆酸村百姓×吉郎×兵衛」右は内院村之者虎崎之沖ニ而水船ニ成致難儀居候折節此兩人船を押通り候兼との御
法を背第一仁心を失候無道者ニ候故今日一日晒し遠郷肝入へ永代之下人ニ被下者也
奴は又抱者であつた。

判決例（七三）（科人帳」四 所收）

大浦伊左衛門抱者×八」右は町人善兵衛と申者の悴ニ而六ヶ年以前十四歳之節橋倉休庵へ相附上方へ登リ其節致欠落今度何左衛門方へ十ヶ年身賣り成紛下り候段上を不恐仕形ニ付吃與可被仰付候へ共以御宥恕餘人へ永代抱者被仰付候間此旨可被申渡候以上」(正徳二年)六月廿二日」年寄中
奴は又僕であつた。

判決例(七四)「奴婢被成下并返上」一所收)

(寶永元年)八月九日」(中略)」右×右工門：×兵衛：重科を犯し……斬罪ニ不被仰付候而不叶者ニ候得共御宥免被成候而利右工門は何奈郷飼所村肝入格兵衛ニ五兵衛ハ同村肝煎惣十郎へ永代僕ニ被成下候。(下略)

第四項 本 質

(一) 對馬藩の奴刑は、犯人懲戒の目的を以て科す勞役刑であり、當時の雇傭關係の形式を假りたものとなすことが出来るであらう。

(二) 對馬藩には、此奴刑以外に種々の勞役刑が行はれたが、それは何等雇傭關係的構成を採るものでもなく、勿論奴の如き稱号を附するものでもなく、身分的方面に效果の發生するものでもなかつたものゝ如く、要するに奴刑は勞役刑ではあるが、更に一つの榮譽刑であつたと云ふことを注意せねばならぬ。

對馬藩の奴以外の勞役刑の數例を左に出すべし。

判決例(七五)〔罰責類聚〕三所收)

同月(安永五年七月)晦日「瀧六郎左工門家來當時番手牢守代×太」右は囚人三吾去廿二日夜牢を破逃去候付
遂會議候處合牢徳兵衛與申者へ多葉粉庖丁を借其儘差置其上煙草之火相與候段申出不埒者ニ付田舎永代奴ニ可
被成下候處各別之加用拾一生牢守申付(本編判決例(七)参照)

判決例(七六)〔罰責類聚〕西所收)

文政十三庚寅六月廿二日「藝州×吉」右切手を茂不願請勝手ニ相持候段不埒之至ニ付吃度申付方も有之儀な
から當節は加慈悲爲科代日數十日船改所搦江内外掃除申付候

判決例(七七)〔拜領奴婢郷分〕四所收)

庚申(安政七年)十二月廿一日「囚人×吉」右は先般足輕御雇之節……此者盜取候與は不相見候得共偏柔弱の
心得をして御手入を掛不埒者ニ候得共加慈悲課役として十二ヶ月之間月五日充川浚申付

(三) 此勞役に依る収益は、主人(或は役所)に歸屬するものであり、主人は奴を給養するものであるが故に、此
奴刑制は、處刑に於ける經費の自給自足を以て構成せられたものと考へられる。只果して常に充分に自給自足
の實を擧げ得たか否かは問題で、先に掲げた通りな、給養不能理由を以て奴の返上を願出ること(例へば本編判
決例(三三))は多かつたのである。對馬藩にも牢獄があつたが、入牢者は原則として、經費負擔を以て入牢せ
ねばならなかつたのである。此事實は、奴刑に於ける自給自足主義の存在を、推定せしめるに足る事實であるで

あらう。次に掲げる通牒は此費用持入牢制を前提とするものである。

「科人帳」一一所出に

寶永四丁亥年五月四日「大切付×平」右は先年籠舎被仰付置親類共方々飯給させ候處ニ數年之義故至極難義仕候由ニ付向後は上々旅籠ニ被仰付候間其通可被申渡候以上」五月四日「年寄中」原佐平殿

此の如き對馬藩に於ける刑罰執行に於ける自給自足、犯人側の經費負擔制は、對馬藩が小島に據る小藩であつたが爲ではあるまいか。しかし此點未だ充分に考へ及ばず。

(四) 對馬藩にては先に云へる通り、幕府時代初頭から幕末まで此奴刑が行はれ、今日傳はる判決例を通して見る限り、しかもそれは主要刑罰として、その適用甚だ廣汎に亘つてゐるのである。

それは何が故に。その經濟上の目的に於ては、前段に述べた通り、充分満足すべきものではなかつたにしても概して刑の執行に於ける自給自足の目的に添ふものであつたことは疑なく、こゝにその原因の一つがあると推察する。奴刑の目的は前述の様に犯人懲戒を主としたと考へられるのであるが、先の例示中にも見える通り、犯人の篤行、善行、勤勉などに依つて釋放を願出でられるもの少くないと云ふ事實、尤もその配屬先にて犯行を重ねるものも少くはないのであるが、それは奴刑の科刑の目的を相當達し得られたことを物語るものと思ふが、こゝに又奴刑が廣く長く行はれた原因の一つがあると考へられるのである。

本稿の要旨は、昭和十七年八月二十八日、京都帝國大學にて開催せられたる、日本諸學振興委員會法學特別學會にて發表したのであるが、今關係史料を紹介する目的から、又多少の補訂をなす必要上、重ねて發表する次第である。